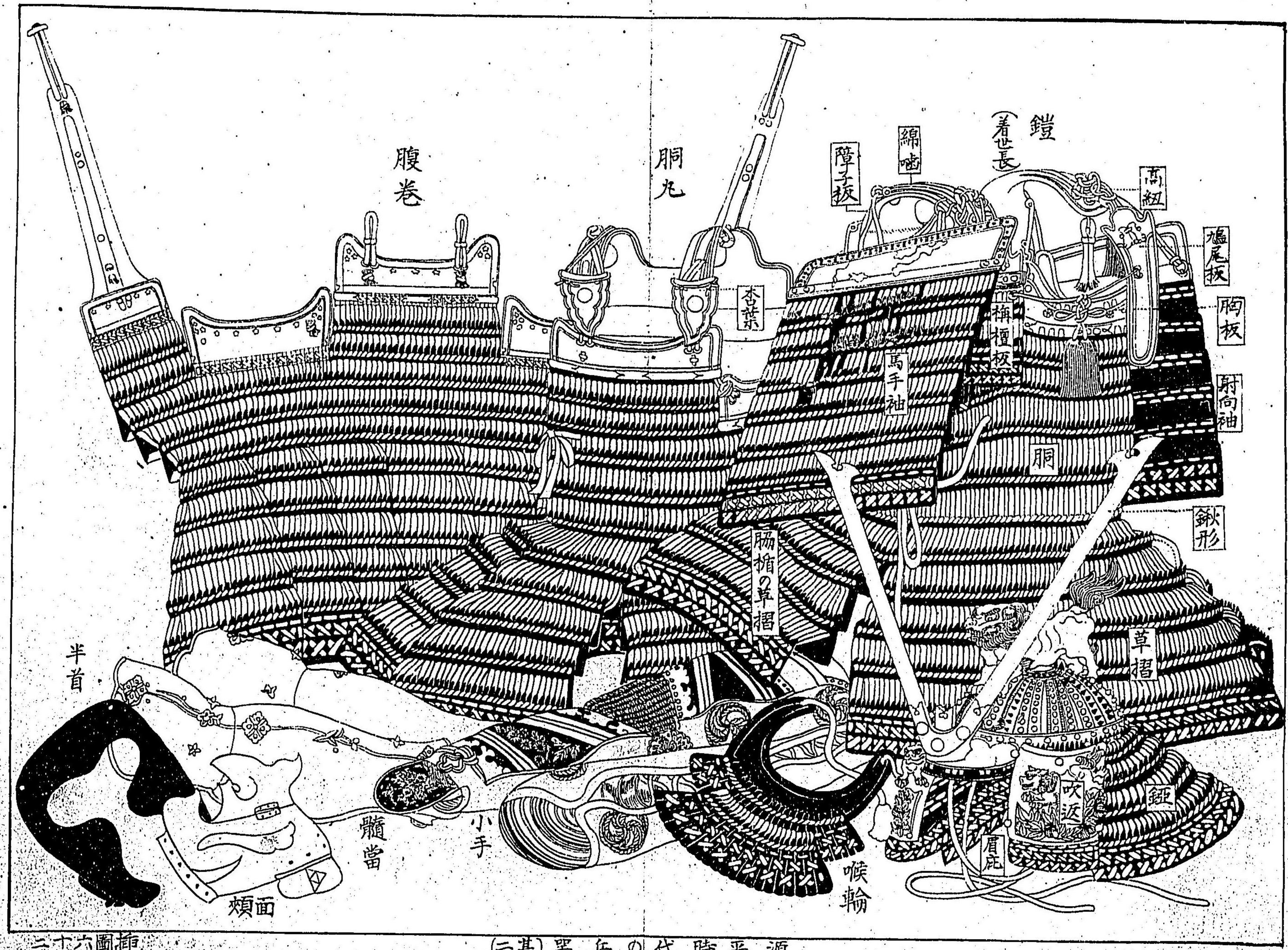


と母衣を支ふる要より起りて、後には裝飾となれるものなるべし。大將は鍬形の兩枝の間に龍頭獅子等の金物を立つ。鐵鉢は胄の下に被る鉢なり、輕装には胄を略してこれのみを用ふることもあり。半首はつぽうも鐵にて作り、胄の下に被て半ば頭を蓋ふものなり。顔を覆ふを面頬といふ。半頬、猿頬も面頬の類にして鼻より上はなし。

甲よろひは腹背及び左の脇を繞り蔽ふものを胴と名づく。左右の肩より垂れて腕を蓋ふを袖といひ、前後及び左の腰に垂るゝを草摺といふ。右の脇は胴の蓋ふことなければ、別に脇楯を作りて當つ、これにも草摺一枚を垂れたり。草摺は前後左右を合してすべて四枚とす。兩肩の當るところを綿嚙と稱し、これより條にて胴を約するを高紐といふ。障子板は頸を傷けられんことを防ぎ、梅檀板は高紐を切られんことを防ぐ。梅檀板は頤の左右にありてその右なるは形袖の小なるもの、左なるは革若くは鐵にて作り上廣く下狹し、後世これを鳩尾の板と稱して、右のみを梅檀板といへり。

上に記したる鎧は大將上士の着するものなり。その他胴丸、腹卷、腹當あり、胴丸筒丸は胴を圍める形圓くして竹の筒に似たれば名けたり。その鎧と異なる要點は、其胴右の脇にて全く合するを以て脇楯を用ふることなきことなり。また梅檀板に代ふるに杏葉を以てす。杏葉とは形杏樹の葉に似たれば此名あり。草摺は動作の便ならんがために八ツに割く。概ね歩兵從卒の用ふる所にして、裝飾鎧より少なし。腹卷はもと衣服の下に着たる鎧なればこの名あれど、また通常の鎧にも代用したり。其製前より左右に繞らして脊に



二十六圖飾

(二其)器兵の代時平源

て引き合す袖はなきものなるを別に鎧の袖を綴り付けて用ふることあり。腹當は前
のみあり、僅かに左右の脇にかゝりてそれより綿嚙を出だし、草摺も前に一枚あるのみ。
按ずるに腹巻を省略せしものなるべくして、雑兵の着するものなり、されど多くは行は
れざりけらし。

冑の鎧、甲の胴、袖、草摺等は稀には鐵を以て製したるもあれども、大抵は堅き革の小札を
重ねて作れり。絲または細く裁ちたる革もてこれを組み綴るを威すといふ。絲もて威せ
るを糸威といふ。革もてなせるを革威と稱す。其絲または革は種々の色に染めて華美を
競へり。其色目は緋威、紅末濃、紫末濃、小櫻、卯花、澤瀉、逆澤瀉、品革、洗革、熏革、節繩目、大荒目、敷
目等ありて一々枚擧するに暇あらず。また鐵を以て作りたるところは、染革にて包み、ま
た處々に金物を打つ、されば上將の着するものは裝飾に費用を惜まずして、彩光燦爛た
り。

甲冑に伴うて手足を被ふものには、上肢には手蓋、小手を巻き、下肢には髓當を着け、また
脛中、脚絆を纏ふ。將士の足に穿つものを「つらぬき」といふ、即ち毛沓なり。熊の皮にて作り
たるを最上とし、また牛馬の皮をも用ふ。兵卒は草鞋、下々、半物草などを穿つ、下々は後世
の草履にして、半物草は足皸の半ばを蔽ふ草履なり。

當時の武士は戰陣に臨み甲冑を着する時も、猶ほ衣服の禮を紊さず、冑の下には烏帽子
を被ふり、甲の下には直垂または水干を着し、指貫または大口を穿つ。烏帽子は烏羽、天皇

の頃より、堅く紙を張りたるもの多く行はれたれども、冑の下に堅きものを用ふる能はざるを以て、戰場には從來のまゝに柔らかなるものを用ひたり。こゝに於て鳥帽子に二種の別ありて、平時には新製の塗鳥帽子を用ひ、戦時には古來の塗鳥帽子を着たり。また冑の下に額に鉢巻をなすこと多じ、これ一は髪を亂るゝを防ぎ、二は冑の頭に固着せんが爲めなり。直垂、水干はもと賤しきものゝ服なりしを、動作に便なるを以て次第に流行し、殊に戦争には舉止の輕捷を要するを以て、將士の間には普く行はれたるが中にも、直垂は別けて便利なりしを以て、水干よりも多く用ひられたり。但し戦時に服するものは、鍔直垂と稱し甚だ華美なるものにて、平時の絹布を以て製したるは未だ人目を驚かし、勇威を輝かすに足らずとし、錦を用ふるならひなり。錦には紺地、黒地など種々あるが中にも、殊に赤色を重んじ、大將にあらざれば赤地の錦の直垂を着ること能はざりき。直垂水干とも袖の長きは動作に不便なるを以て、括り緒を以て袖口を締め、袴も切りて通常のものよりも短くし、裾に括り緒を貫きたり。

當時の人は斯くの如く甲冑の下にも、直垂袴を着して重しとせざりき。加之甲冑も一領を以て身を護るに足れりとせず、冑には三枚冑、五枚冑あり、こゝは重ねたる鍔の數をいふ。甲もまた二三領を重ね着し、鍔の下に腹巻を着籠むるものも少なからざりき。

母衣は貞觀の頃より既にありて、甲冑の用を助けしが、源平時代に至りて多く行はれたる。當時の製を考ふるに、布類の薄く柔らかなるものを以て作り、形、包袱の如くなるを背

に負ひて、戰場に臨み、城攻めまた川を渡りて進む時など、飛箭を防がんが爲めに頭より引き被れば、柔よく剛を制することわりにて、矢の勢、布の爲めに弱りて落ち散るとなり。その他、飛箭を防ぐには楯あり、楯は板を以て作り、革にてこれを包む。手に携へて進退するを歩楯といひ、地上に列ぶるを搔楯といへり。

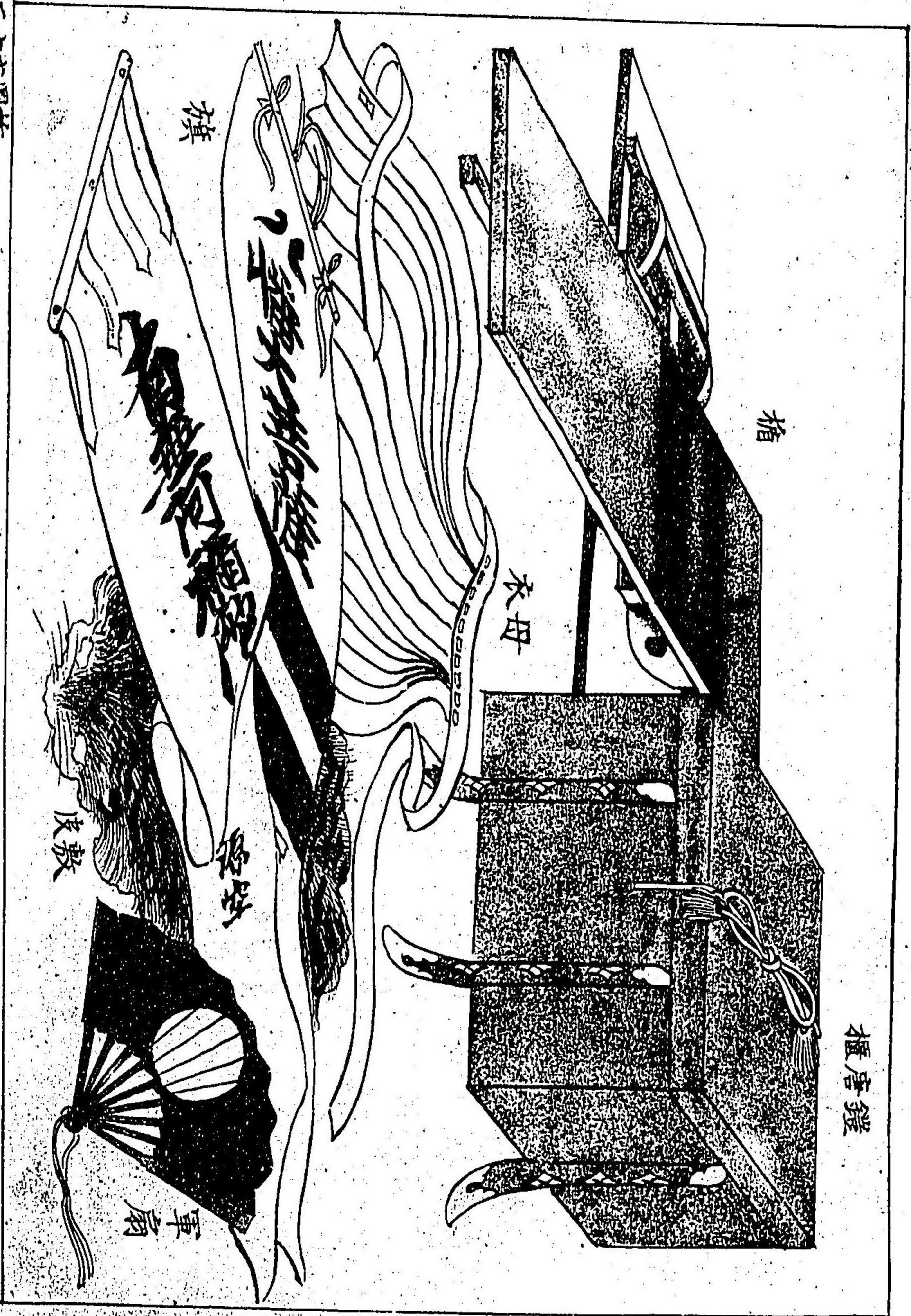
その頃原野の開墾せられざるところ少からず、殊に東北には茫々たる草茅の地多かりしかば、馬を放ち飼ふこと大に行はれ、少しく人の頭に立つ武士は、概ね馬に乗りて戰場を馳驅せり。馬具は始め唐製に倣ひて作れるもの多く、後世猶ほ其風を守れる鞍を唐鞍といひ、國人の創意したるを倭鞍といへり。鞍は座の義にして、即ち馬上の座なり。其前橋を前輪といひ、後橋を後輪といひ、中間の板を由木といふ。平安朝春俊の世には、貴公子の費用を厭はずして盛飾せるもの多く、水精地、銀地、鏡地、梨子地の貝鞍、金具鞍などの類多かりき。馬の首は面懸(おもてかぶ)を以て絡み、胸には胸懸(むねかぶ)あり、後部は尻懸(しりかぶ)を以て約す。足を載するものを銚(かぶ)といふ。始めは隋唐の制に従ひて輪環の状をなせしが、前九、後三の役の頃に至りては既に半沓形のものに變れり、これ足趾を傷けざらんが爲めなるべし。銜は馬口に銜まし、その左右の端に韁を着け、これを以て馬の進退左右を定む。馬具もまた甲冑に於けるが如く、華美を競ひ防護を旨としては重きを厭はず、馬鎧なるものさへありて馬躰を被ひたりき。

旗幟は儀式にも、戦陣にも用ひらる。天皇即位の式などに用ふるには、日像、月像、龍、青龍

白虎、玄武、朱雀の旗、及び龍、虎、鷹、熊を書きたる幡等あり。軍旗には鳩を畫くこと多し。さるは鳩は源家の氏神なりと尊ばるゝ八幡大神の使者と信せられたればなり。當時旗幟の製を見るに、儀仗軍器ともすべて後世の流れ旗の風にして、長き布帛の翻々として風のままに、颯々たるべきものなり。其下方は燕尾として二つに割けたるを常とす。また軍用に腰小旗あり。後世の腰差の旗の如く自ら腰にさしたるものなるべし。笠標は布片を胄また鎧の袖に付くるものなり。

兵を指揮するに大將は扇を用ふ。軍扇は強きを要するを以て、其骨は概ね鐵にて作れり。畫は日の丸など華美なる者を畫きたるもの多し。進退の合圖をなすべき金鼓の類には、大寶の頃は鼓、鉦、大角、小角あり、共に漢土より傳へたる者なるべし。鼓は皮鼓にして後世の大鼓にあたり、鉦は金鼓にして後世の銅鑼にあたる。大角、小角は近世の喇叭の類なるべく、外國には近世も用ふる軍器なれど、我國にては源平の頃既に廢れたり。當時専ら行はれたる者は法螺貝、大鼓、及び銅鑼にして、後世に至るまで永くこれを軍中の要器とせり。

つらく、源平時代戦争のさまを察するに、一軍といふも諸國の豪族が己れ己れの従卒を率ゐたる小部隊の集合にして、これを統御する總大將の命も嚴しく諸將の間に行はれず、諸將は思ひ己の方向をとりて、往々總大將の指揮に背くことあり。實盛は中途に平軍を辭して歸り、源氏の軍には恣まに範頼に従ひ、また義經に屬するものありき。かゝ



れば軍律を守りて功を人に奪はれんよりは、法を破りても高名を得んに加かず、何れも先登を志ざして、未だ進軍の合圖なきに拔懸けして分取、高名をなし、其功を録せられん時、一の筆に付けられんことを願へり。後世戦國の世に至るまで、軍陣にては一番に敵陣を衝くを非常の功とし、一番乗、一番鎚の譽は死を賭して武士の得んと欲するところなりき。

軍の首途には罪人囚虜の首を斬つて軍神を祭ることあり、これを血祭といふ。軍備既に整ひて兩軍相向へば、矢合せの式あり、関の聲を擧ぐることあり。矢合せには多くは鎗矢を用ひ、これを以て合戦を始むる合圖とす。関の聲は大將のゑい／＼といふ發聲に従ひて一軍擧つてこれに應じてわうと叫ぶ、一軍関の聲を發すれば敵もこれに應ず、これを関を合すといふ。戦ひ勝てば勝関と稱してまた関の聲を擧ぐるなり。戦終りて後各々その獲たる首級分捕物を大將の檢閲に供ふ、大將はこれを實檢し、功の優劣に従うて賞譽差あり。

城壁は未だ後世の如く堅牢なるものあらず、多くは險峻にして守り易く攻め難き地を相して柵を構ふ。柵は木を以て作る、或は二重或は三重にもこれを作り、道を細くし、出入の木戸の上には櫓を構へ楯を並べ、その陰に射手を隠して、寄手を射る。柵を繞りて堀を穿ち、逆茂木、亂杭を引きなどしてすべて敵を近よせしめず。城の表の通路を追手といひ、裏なるを搦手といふ。籠城の兵を分ちてその勢を割がんか爲めに、寄手の兵は追手搦手

の兩方に分れて攻るを軍法とするなり。

15/12/37

日本風俗史上篇終

明治廿八年二月十二日印刷
全 年二月十五日發行

(正價金八十五錢)

石川縣士族

著者 藤岡 作太郎

東京市本郷區本郷五丁目十一番地寄留

愛知縣平民

全 平出 鏗二郎

東京市本郷區駒込西片町十番地寄留

發行者 吾妻 健三郎

日本橋區寄屋町六番地

印刷者 吾妻 健成

神田區通新石町三番地

發行所 東陽 堂

日本橋區寄屋町六番地

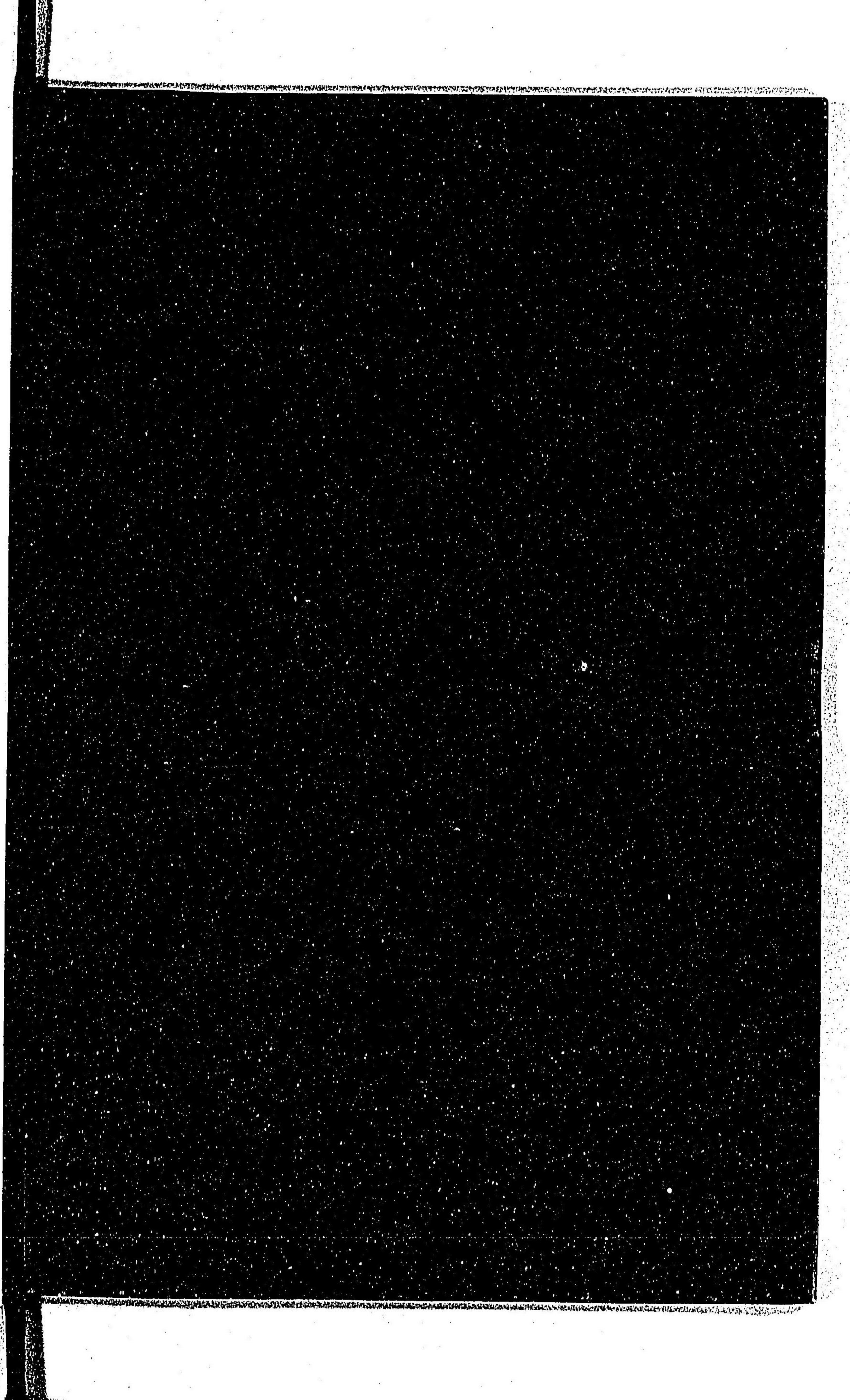
電話四百八十七番

全 支店

神田區通新石町三番地

電話九百七十番





45
95



027387-001-4

45-95

日本風俗史

藤岡 作太郎 / 著

上

M28

ADJ-0153

